第9回定時株主総会招集ご通知

LIFENET INSURANCE COMPANY

日　　時　2015年6月21日（日曜日）
午後2時（午後1時 受付開始）

場　　所　日経ホール（日経ビル3階）
開催場所が昨年と異なりますのでご注意ください

議　　案　第1号議案　定款一部変更の件
第2号議案　取締役9名選任の件
第3号議案　監査役4名選任の件
第4号議案　取締役の報酬額改定の件

ライフネットの生命保険マニフェスト

「生命保険はむずかしい」
そう言われる時代は、もう、終りにさせたい

1 私たちの行動指針

(1) 私たちは、生命保険を原点に戻す。生命保険は生活者の「ころばぬ先の杖が欲しい」という希望から生れてきたもので、生命保険会社という、制度が先にあったのではないという、原点に。

(2) 一人一人のお客さまの、利益と利便性を最優先させる。私たちもお客さまも、同じ生活者であることを忘れない。

(3) 私たちは、自分たちの友人や家族に自信をもってすすめられる商品しか作らない、売らない。

(4) 顔の見える会社にする。経営情報も、商品情報も、職場も、すべてウェブサイトで公開する。

(5) 私たちの会社は、学歴フリー、年齢フリー、国籍フリーで人材を採用する。そして子育てを重視する会社にしていく。働くひとがすべての束縛からフリーであることが、ヒューマンな生命保険サービスにつながると確信する。

(6) 私たちは、個人情報の保護をはじめとしてコンプライアンスを遵守し、よき地球市民であることを誓う。あくまでも誠実に行動し、倫理を大切にする。

2 生命保険を、もっと、わかりやすく

(1) 初めてのひとが、私たちのウェブサイトを見れば理解できるような、簡単な商品構成とする。例えば、最初は、複雑な仕組みの「特約」を捨て、「単品」のみにした。

(2) お客さまが、自分に合った商品を自分の判断で、納得して買えるようにしたい。そのための情報はすべて開示する。例えば、私たちの最初の商品は、生命保険が生れた時代の商品のように、内容がシンプルで、コストも安く作られている。そのかわり、配当や解約返戻金や特約はない。保険料の支払いも月払いのみである。このような保険の内容も、つつみ隠さず知ってもらう。

(3) すべて、「納得いくまで」、「腑に落ちるまで」説明できる体制をととのえていく。わからないことは、いつでも、コンタクトセンターへ。またウェブサイト上に、音声や動画などを使用して、わかりやすく、退屈させないで説明できる工夫も、十分にしていく。

(4) 私たちのウェブサイトは、生命保険購入のためのみに機能するものではなく、「生命保険がわかる」ウェブサイトとする。

(5) 生命保険は形のない商品である。だから「約款」（保険契約書）の内容が商品内容である。普通のひとが読んで「むずかしい、わからない」では商品として重大な欠陥となる。誰でも読んで理解でき、納得できる「約款」にする。私たちは、約款作成にこだわりを持ち、全社員が意見をだしあって誠意をもって約款を作成した。

(6) 生命保険は、リスク管理のための金融商品である。その内容について、お客さまが冷静に合理的に判断できる情報の提供が不可欠である。

3 生命保険料を、安くする

(1) 私たちは生命保険料は、必要最小限以上、払うべきではないと考える。このため、さまざまな工夫を行う。

(2) 私たちの生命保険商品は、私たち自身で作り私たちの手から、お客さまに販売する。だからその分、保険料を安くできる。

(3) 保障金額を、過剰に高く設定しない。適正な金額とする。
したがって、毎月の保険料そのものが割安となる。私たちのシミュレーションモデルは、残された家族が働く前提で作られている。「すべてのひとは、働くことが自然である」と考えるから。そのために、いざという場合の保険金額も、従来の水準よりも低く設定されている。

(4) 確かな備えを、適正な価格で。私たちの最初の商品は、シンプルな内容の「単品」のみである。良い保険の商品とは、わかりやすく、適正な価格で、いつでもフレンドリーなサービスがあり、支払うときも、あやまりなく、スピーディーであるかが、問われると考える。それゆえに、あれこれ約束ごとを含む、複雑な特約とのセット販売は行わない。

(5) 事務コストを抑える。そのために、紙の使用量を極力制限する。インターネット経由で、契約内容を確かめられるようにする。

(6) 生命保険は、住宅の次に高い買物であると言われている。毎月の少しずつの節約が、長い人生を通してみると大きな差になることを、実証したい。

(7) 生命保険料の支払いを少なくして、その分をお客さまの人生の楽しみに使える時代にしたいと考える。

4 生命保険を、もっと、手軽で便利に

(1) 私たちの生命保険の商品は、インターネットで、24時間×週7日、いつでもどこでも、申し込める。

(2) 印鑑は使わなくてもよくした。法令上必要な書類はお客さまに郵送し、内容確認の上、サインして返送していただく。したがって、銀行振替申込書以外、押印は不要となる。

(3) 満年齢方式を採用した。誕生日を起点に、一年中いつでも同じ保険料で加入できるように。

(4) 私たちの商品の支払い事由は、死亡、高度障害、入院、手術のように、明確に定められている。この定められた事由により、正確に誠実に、遅滞なく支払いを実行する。手術の定義も、国の医療点数表に合わせた。この定義の採用は、日本ではまだ少ない。わかりやすくなり、「手術か、そうでないか」の議論の余地が少なくなる。なお、従来の生命保険では、88項目の制限列挙方式が主だった。

(5) 私たちは「少ない書類で請求」と「一日でも早い支払い」を実現させたい。そのために、保険金などの代理請求制度を、すべての商品に付加した。また、お客さまからコンタクトセンターにお電話いただければ、ただちに必要書類をお送りできる体制にした。そして、保険請求時の必要書類そのものを最小限に抑えた。このようなことが可能になるのも、生命保険の原点に戻った、シンプルな商品構成だからである。

このマニフェストを宣言で、終らせません。
行動の指針とします。
私たちの出発を、見つめていてください。

ライフネット生命保険株式会社

株主の皆さまへ

日頃から温かいご支援をいただき、心より御礼申し上げます。

当社の株主総会は、今年も「開かれた株主総会」をテーマに、日曜日の午後に開催いたします。株主の皆さまにお目にかかることができる貴重な機会であると考えておりますので、ぜひご出席ください。なお、ご出席いただけない場合は、インターネット又は議決権行使書で議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

2014年度は、定期死亡保険のリニューアルと終身医療保険の新商品発売に加え、契約者サービスの充実やパートナーシップの強化に取り組んだ1年となりました。このほかの2014年度のトピックスは、52ページをご覧ください。

今後も既存の枠組みや慣習にとらわれずに、新たな挑戦を続けてまいります。引き続き、ご支援を賜りますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

代表取締役会長兼CEO
出口 治明

LIFENET INSURANCE COMPANY

代表取締役社長兼COO
岩瀬 大輔

ぜひ、株主総会にご出席ください

2015年6月21日（日曜日）午後2時より日経ホールで開催いたします。
開催場所が昨年と異なりますので、末尾の「会場ご案内図」をご参照の上、お間違いのないようご注意ください。

（注）写真は、第8回定時株主総会の模様です。

議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、いずれかの方法により行使いただけます。

ご出席いただく場合

株主総会出席

同封の議決権行使書をご持参の上、会場受付にご提出ください。

▶株主総会開催日時：2015年6月21日（日曜日）午後2時

ご出席いただけない場合

インターネット

当社指定の議決権行使ウェブサイト（http://www.evote.jp/）にアクセスし、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

▶行使期限：2015年6月19日（金曜日）午後5時30分入力分まで

郵送

同封の議決権行使書に議案に対する賛否をご記入の上、ご投函ください。

▶行使期限：2015年6月19日（金曜日）午後5時30分到着分まで

詳細は4ページをご参照ください。

議決権の行使にあたっては、以下の事項をご了承ください。

インターネットと議決権行使書により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効といたします。また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効といたします。

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

（証券コード　7157）
2015年6月5日

株　主　各　位

東京都千代田区麹町二丁目14番地2麹町NKビル
ライフネット生命保険株式会社
代表取締役会長兼CEO　出　口　治　明

第9回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社第9回定時株主総会を下記のとおり開催しますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、インターネット又は書面によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類の内容をご検討の上、4ページに記載の「議決権行使に関するご案内」に従って、2015年6月19日（金曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1. 日　　時　2015年6月21日（日曜日）午後2時　（午後1時　受付開始）
2. 場　　所　東京都千代田区大手町一丁目3番7号
日経ビル3階　日経ホール
開催場所が昨年と異なりますので、末尾の「会場ご案内図」をご参照の上、お間違いのないようご注意ください。
3. 目的事項
報告事項　第9期（2014年4月1日から2015年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案　定款一部変更の件
第2号議案　取締役9名選任の件
第3号議案　監査役4名選任の件
第4号議案　取締役の報酬額改定の件
4. その他の事項
本招集ご通知の添付書類のうち、株主資本等変動計算書及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、当社株主・投資家情報ウェブサイト（http://ir.lifenet-seimei.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。
監査役及び会計監査人が監査した計算書類は、本招集ご通知添付書類のほか、当社株主・投資家情報ウェブサイトに掲載している株主資本等変動計算書及び個別注記表となります。

以　上

(1) 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書を会場受付にご提出ください。
(2) 株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類の記載事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を当社株主・投資家情報ウェブサイト（http://ir.lifenet-seimei.co.jp/）に掲載します。
(3) 株主総会には、保険契約者及び報道関係者をご招待する予定です。

議決権行使に関するご案内

［書面による議決権行使］

同封の議決権行使書に議案に対する賛否をご記入の上、2015年6月19日（金曜日）の午後5時30分までに到着するようご返送ください。賛否のご記入がない場合は、「賛成」の意思表示があったものとして取り扱います。

［インターネットによる議決権行使］

当社指定の議決権行使ウェブサイト（http://www.evote.jp/）にアクセスし、同封の議決権行使書に表示された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用の上、2015年6月19日（金曜日）の午後5時30分までに、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

議決権行使書とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効といたします。また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効といたします。

⑴　インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話（EZweb、ｉモード、Yahoo！ケータイ）※から、当社指定の議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）

※「EZweb」はKDDI株式会社、「ｉモード」は株式会社NTTドコモ、「Yahoo！」は米国Yahoo！ Inc. の商標又は登録商標です。

⑵　パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、インターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

⑶　携帯電話による議決権行使は、EZweb、ｉモード、Yahoo！ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

⑷　第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の際は、議決権行使ウェブサイト上で「仮パスワード」をご変更ください。

⑸　議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、ご自身の負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合も、パケット通信料・その他携帯電話等利用に際して発生する費用は、ご自身の負担となります。

⑹　インターネットによる議決権行使の画面操作等につきましてご不明な点等がございましたら、三菱UFJ信託銀行株式会社のヘルプデスクへお問い合わせください。

システム等に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）
電話　0120-173-027（受付時間　9：00～21：00、通話料無料）

⑺　議決権行使ウェブサイトへのアクセスの手順は以下をご参照ください。

①　議決権行使ウェブサイト（http://www.evote.jp/）にアクセスし、サイト利用規定及びサイト利用ガイドの記載内容をご了承の上、「次の画面へ」をクリックします。

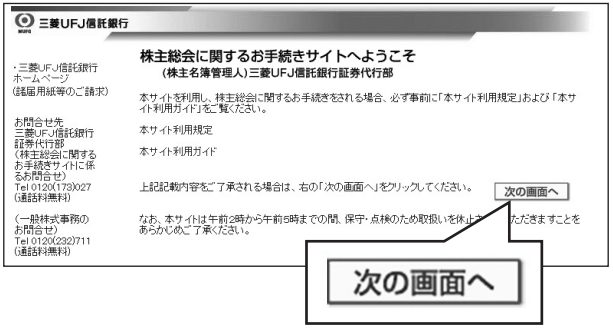

②　お手元の議決権行使書に表示された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力し、ログインします。（「仮パスワード」をご変更ください。）

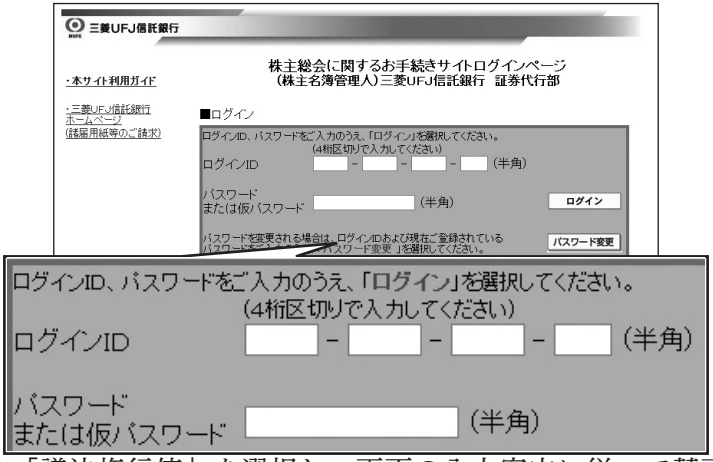

③　メニューから「議決権行使」を選択し、画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。なお、「電子メール受領」を選択し、メールアドレスを登録されると、次回から電子メールで「株主総会招集ご通知」をお受け取りできますので、ご希望の場合はご登録ください。（ただし、携帯電話で電子メール受領設定のお手続きはできません。また、携帯電話のメールアドレスを指定することもできません。）

［議決権電子行使プラットフォーム］

機関投資家の皆さまは、事前に申し込まれた場合には、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

以　上

株主総会参考書類

第1号議案　定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が2015年5月1日に施行されたことにより、定款に定めることで、責任限定契約を締結できる取締役及び監査役の範囲が拡大されました。取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できる体制及びそれぞれの立場に適した優秀な人材を確保できる体制を整えるため、現行定款第26条及び第33条の規定をそれぞれ変更するものです。第26条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

変更の内容は次のとおりです。

（下線部は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
（取締役の責任免除） 第26条　（条文省略） 2　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。	（取締役の責任免除） 第26条　（現行どおり） 2　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。
（監査役の責任免除） 第33条　（条文省略） 2　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。	（監査役の責任免除） 第33条　（現行どおり） 2　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第2号議案　取締役9名選任の件

現任の取締役7名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化を図るとともに、KDDI株式会社との資本業務提携契約に基づき、同社との業務提携を円滑に推進するため、2名を増員し、取締役9名の選任をお願いするものです。

取締役候補者は次のとおりです。

候補者番号 1

出口（でぐち）　治明（はるあき）　（1948年4月18日生）

<略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況>

1972年４月　日本生命保険相互会社入社
1992年４月　同社　ロンドン事務所長、ロンドン現地法人社長
1995年４月　同社　国際業務部長
1998年４月　同社　公務部長
2003年４月　大星ビル管理株式会社　PFI担当
2005年６月　同社　取締役
2006年10月　当社　代表取締役社長
2011年７月　当社　代表取締役社長執行役員
2013年６月　当社　代表取締役会長兼CEO執行役員（現任）
【担当】監査部

<所有する当社株式の数>

18,600株

候補者番号 2

岩瀬（いわせ）　大輔（だいすけ）　（1976年3月17日生）

<略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況>

1998年４月　ボストン コンサルティング グループ入社
2001年12月　株式会社リップルウッド・ジャパン入社
2006年10月　当社　取締役副社長
2009年２月　当社　代表取締役副社長
2011年７月　当社　代表取締役副社長執行役員
2013年６月　当社　代表取締役社長兼COO執行役員（現任）
株式会社ベネッセホールディングス　取締役（現任）
2013年９月　教保ライフプラネット生命保険株式会社（韓国）
取締役（現任）
【担当】お申し込みサポート部、企画部、
商品開発部、マーケティング部
（代理店グループ、広報グループを除く）

<所有する当社株式の数>

15,000株

候補者番号
3

西田（にしだ）　政之（まさゆき）

（1963年6月4日生）

新任

<略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況>

1987年４月　三洋証券株式会社入社
2000年７月　フランク・ラッセル・ジャパン株式会社（現　ラッセル・インベストメント株式会社）　ディレクター　事業開発部門、ストラテジック・アライアンス部門、マーケティング・コミュニケーション部門担当
2004年９月　マーサー・ヒューマン・リソース・コンサルティング株式会社（現　マーサージャパン株式会社）
ディレクター　クライアント・サービス部門担当
2006年６月　同社　取締役 クライアントサービス代表
2013年２月　同社　取締役 COO（現任）

<所有する当社株式の数>

なし

候補者番号
4

中田（なかだ）　華寿子（かずこ）

（1965年1月15日生）

<略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況>

1987年４月　電通ヤング・アンド・ルビカム株式会社入社
1997年１月　スターバックス コーヒー ジャパン 株式会社
マーケティング・PRマネジャー
2001年６月　同社　広報室長執行役員
2005年２月　株式会社GABA　マーケティング部ディレクター
2006年１月　同社　マーケティング部門部門長常務執行役員
2008年４月　当社　マーケティング部長
2009年２月　当社　取締役
2011年４月　当社　常務取締役
2011年７月　当社　常務取締役執行役員（現任）
【担当】マーケティング部（代理店グループ、広報グループ担当）

<所有する当社株式の数>

3,600株

候補者番号
5

樋口（ひぐち）　俊一郎（しゅんいちろう）　（1953年11月2日生）

<略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況>

1977年４月　大蔵省（現　財務省）入省
1997年７月　同省主計局主計官
1998年６月　金融監督庁監督部保険監督課長
2005年７月　国民生活金融公庫（現　日本政策金融公庫）理事
2007年７月　財務省近畿財務局長
2008年７月　同省財務総合政策研究所長
2011年４月　中央大学大学院公共政策研究科　客員教授（現任）
2011年11月　当社　顧問
2012年６月　当社　常務取締役執行役員
　　チーフ・コンプライアンス・オフィサー（現任）
　　【担当】法務部、リスク管理部、お客さま相談部

<所有する当社株式の数>

3,600株

候補者番号
6

藤原（ふじわら）　作弥（さくや）　（1937年1月14日生）

<略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況>

1962年４月　株式会社時事通信社入社
1994年６月　同社　解説委員長
1997年４月　同社　解説委員会顧問
1998年３月　日本銀行　副総裁
2003年６月　株式会社日立総合計画研究所　代表取締役社長
　　東北電力株式会社　監査役（現任）
2011年６月　株式会社毎日新聞グループホールディングス
　　監査役（現任）
2012年６月　当社　取締役（現任）

<所有する当社株式の数>

なし

候補者番号
7

石倉（いしくら）　洋子（ようこ）（栗田（くりた）　洋子（ようこ））　（1949年3月19日生）

<略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況>

1985年７月　マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク
　　日本支社マネージャー
1992年４月　青山学院大学国際政治経済学部　教授
2000年４月　一橋大学大学院国際企業戦略研究科　教授
2004年４月　日本郵政公社　社外理事（非常勤）
2005年10月　日本学術会議　副会長
2010年６月　日清食品ホールディングス株式会社　取締役（現任）
2011年４月　慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科　教授
2012年４月　一橋大学名誉教授（現任）
2012年６月　当社　取締役（現任）
2014年６月　双日株式会社　取締役（現任）

<所有する当社株式の数>

なし

候補者番号
8

内田（うちだ）　和成（かずなり）　（1951年10月31日生）

<略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況>

1974年４月　日本航空株式会社入社
1999年11月　ボストン コンサルティング グループ
　　シニアバイスプレジデント
2000年６月　同社　日本代表
2005年１月　同社　シニアバイスプレジデント
2006年４月　早稲田大学大学院商学研究科　教授（現任）
2007年４月　早稲田大学ビジネススクール　教授（現任）
2012年６月　当社　取締役（現任）
　　三井倉庫株式会社（現　三井倉庫ホールディングス株式会社）　取締役（現任）
2013年12月　ERIホールディングス株式会社　取締役（現任）
2015年２月　キユーピー株式会社　取締役（現任）

<所有する当社株式の数>

なし

候補者番号
9

勝木（かつき）　朋彦（ともひこ）

（1967年2月22日生）　新任

<略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況>

1989年３月　第二電電株式会社（現　KDDI株式会社）入社
2007年４月　同社　コンシューマ事業企画本部金融ビジネス部副部長
2008年６月　株式会社じぶん銀行　取締役
2013年10月　KDDI株式会社　新規ビジネス推進本部オープンプラットフォームビジネス部長
2014年４月　同社　新規ビジネス推進本部ビジネス統括部長
2014年12月　株式会社Gunosy　取締役（現任）
2015年４月　KDDI株式会社　バリュー事業本部金融・コマース推進本部長（現任）

<所有する当社株式の数>

なし

（注）1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 藤原作弥、石倉洋子、内田和成及び勝木朋彦の各氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に規定する社外取締役候補者です。社外取締役候補者に関する事項は以下のとおりです。
（1）藤原作弥、石倉洋子及び内田和成の各氏は当社の現任の社外取締役です。各氏の在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
（2）藤原作弥、石倉洋子及び内田和成の各氏とも一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから、東京証券取引所が指定する独立役員として届け出ております。なお、藤原作弥、石倉洋子及び内田和成の各氏を再任いただいた場合は、引き続き独立役員とする予定です。
（3）当社は、在任中、その任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、当該社外取締役が職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときは、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を、藤原作弥、石倉洋子及び内田和成の各氏と締結しております。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とするものです。なお、藤原作弥、石倉洋子及び内田和成の各氏を再任いただいた場合及び勝木朋彦氏を選任いただいた場合は、各氏と当該契約を締結する予定です。
3. 藤原作弥、石倉洋子、内田和成及び勝木朋彦の各氏を社外取締役候補者とした理由は、以下のとおりです。
（1）藤原作弥氏は、日本銀行副総裁としてわが国の金融政策に携わったことにより、金融に関する豊富な経験と幅広い知見を有していることから、社外取締役として選任をお願いするものです。
（2）石倉洋子氏は、社外取締役への就任以外に直接会社経営に関与したことはありませんが、国際政治経済及び国際企業戦略の専門家として企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見を有していることから、社外取締役として選任をお願いするものです。
（3）内田和成氏は、コンサルティングファームにおける企業経営者として豊富な経験と幅広い知見を有していることから、社外取締役として選任をお願いするものです。
（4）勝木朋彦氏は、KDDI株式会社における新規ビジネス及び金融ビジネスの責任者として、豊富な経験と幅広い知見を有していることから、社外取締役として選任をお願いするものです。

第3号議案　監査役4名選任の件

現任の監査役4名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役4名の選任をお願いするものです。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりです。なお、監査役候補者は全て再任となります。

候補者番号 1

伊佐（いさ）　誠次郎（せいじろう）　（1945年6月28日生）

<略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況>

1969年４月　朝日生命保険相互会社入社
1990年４月　朝日生命インベストメントヨーロッパ　社長
2001年４月　朝日生命保険相互会社　常務取締役
2002年４月　朝日ライフアセットマネジメント株式会社
　　代表取締役社長
2008年７月　当社　常勤顧問
2009年１月　あすかアセットマネジメント株式会社
　　監査役（現任）
2009年６月　当社　常勤監査役（現任）

<所有する当社株式の数>

なし

候補者番号 2

伏見（ふしみ）　泰治（やすはる）　（1950年8月4日生）

<略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況>

1974年４月　大蔵省（現　財務省）入省
1998年６月　同省主税局総務課長
2002年１月　常石造船株式会社　監査役
2004年１月　同社　代表取締役会長
2006年10月　当社　監査役（現任）
2007年１月　ツネイシホールディングス株式会社
　　代表取締役会長
2012年１月　ツネイシホールディングス株式会社
　　代表取締役会長兼社長（現任）

<所有する当社株式の数>

なし

候補者番号
3

増田（ますだ）　健一（けんいち）　（1963年1月11日生）

<略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況>

1988年４月　第二東京弁護士会登録
1988年４月　アンダーソン・毛利・ラビノヴィッツ法律事務所（現　アンダーソン・毛利・友常法律事務所）入所
1993年９月　ニューヨーク州弁護士登録
1997年１月　アンダーソン・毛利・友常法律事務所　パートナー（現任）
2006年11月　あすかコーポレイトアドバイザリー株式会社　監査役（現任）
2007年５月　当社　監査役（現任）
2011年３月　株式会社ブリヂストン　監査役（現任）

<所有する当社株式の数>

なし

候補者番号
4

河相（かわい）　董（ただす）　（1941年5月7日生）

<略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況>

1964年４月　ソニー株式会社入社
2003年６月　同社　業務執行役員上席常務
2004年８月　マネックス・ビーンズ・ホールディングス株式会社（現　マネックスグループ株式会社）　常勤監査役
2007年５月　当社　監査役（現任）
2009年６月　マネックスグループ株式会社　取締役
2011年２月　マネックス・オルタナティブ・インベストメンツ株式会社　取締役会長

<所有する当社株式の数>

なし

（注）1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、在任中、その任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、当該社外監査役が職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときは、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を、伏見泰治、増田健一及び河相董の各氏と締結しております。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とするものです。なお、伏見泰治、増田健一及び河相董の各氏を再任いただいた場合及び伊佐誠次郎氏を再任いただき、かつ第1号議案が原案どおり承認可決された場合は、各氏と当該契約を締結する予定です。

3. 伏見泰治、増田健一及び河相董の各氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に規定する社外監査役候補者です。社外監査役候補者に関する事項は以下のとおりです。
   (1) 伏見泰治、増田健一及び河相董の各氏は当社の現任の社外監査役です。各氏の在任期間は、本総会終結の時をもって、伏見泰治氏が8年9ヶ月、増田健一氏及び河相董氏が8年1ヶ月となります。
   (2) 伏見泰治、増田健一及び河相董の各氏とも一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから、東京証券取引所が指定する独立役員として届け出ております。なお、各氏を再任いただいた場合は、引き続き独立役員とする予定です。
4. 伏見泰治、増田健一及び河相董の各氏を社外監査役候補者とした理由は、以下のとおりです。
   (1) 伏見泰治氏は、企業経営及び大蔵省勤務の経験により、会社経営及び金融に関する豊富な経験と幅広い知見を有していることから、社外監査役として選任をお願いするものです。
   (2) 増田健一氏は、弁護士として企業法務に関する豊富な経験と幅広い知見を有していることから、社外監査役として選任をお願いするものです。
   (3) 河相董氏は、複数の企業における経営者として会社経営及び財務に関する豊富な経験と幅広い知見を有していることから、社外監査役として選任をお願いするものです。

第4号議案　取締役の報酬額改定の件

現在の取締役の報酬額は、2012年6月24日開催の第6回定時株主総会において、年額14,000万円以内（うち、社外取締役分3,000万円以内）とご承認いただいておりますが、今後の一層の成長を目指すべく、経営体制の強化を図るため取締役を増員することに伴い、取締役の報酬額を年額16,000万円以内（うち、社外取締役分3,000万円以内）と改定したいと存じます。また、従来どおり、取締役の報酬額には使用人兼務取締役の使用人分給与を含まないものとしたいと存じます。

なお、現在の取締役は7名（うち、社外取締役3名）ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は9名（うち、社外取締役4名）となります。

以　上

（添付書類）

事　業　報　告

（2014年４月１日から
2015年３月31日まで）

1．保険会社の現況に関する事項

⑴　事業の経過及び成果並びに対処すべき課題

①　当事業年度における事業の経過及び成果

当事業年度の国内経済は、企業収益に改善の動きが見られる中で、雇用や所得の環境も上向きになるなど、緩やかな回復基調が続いております。

生命保険業界におきましては、国内外の金利低下と株価上昇により、資産運用環境が改善した一方で、低金利環境が継続したことによる貯蓄性保険商品の販売停止等の環境の変化に直面しております。また、死亡保障を抑えて医療保障を充実させる近年の傾向などを反映して、保有契約高は減少傾向にあるものの、保有契約件数は増加基調となっております。さらに、販売チャネルの多様化が進むとともに、各生命保険会社が、新商品の開発やお客さまサービスの拡充に取り組むことにより、引き続き厳しい競争が続いております。

このような状況の中、当社は、相互扶助という生命保険の原点に戻り、「正直に経営し、わかりやすく、安くて便利な商品・サービスの提供を追求する」という経営理念の下、インターネットを主な販売チャネルとする生命保険会社として、開業から7年目を迎えました。高い価格競争力と24時間いつでも申し込み可能な利便性を両立することにより、引き続きお客さま視点でのサービスの提供に努めました。

当事業年度における具体的な取組み及び成果は、以下のとおりです。

（契約の状況）

2014年度の新契約件数は、前事業年度比60.5%の27,982件、新契約の年換算保険料は前事業年度比77.7%の1,327百万円となりました。当事業年度末時点の保有契約件数は、前事業年度末比106.1%の215,403件、保有契約の年換算保険料は、前事業年度末比108.9%の8,793百万円となるとともに、保有契約者数は13万人を超え、131,319人となりました。また、当事業年度の解約失効率は、7.3%（前事業年度6.6%）となりました。

○保有契約件数の推移

（単位：件）

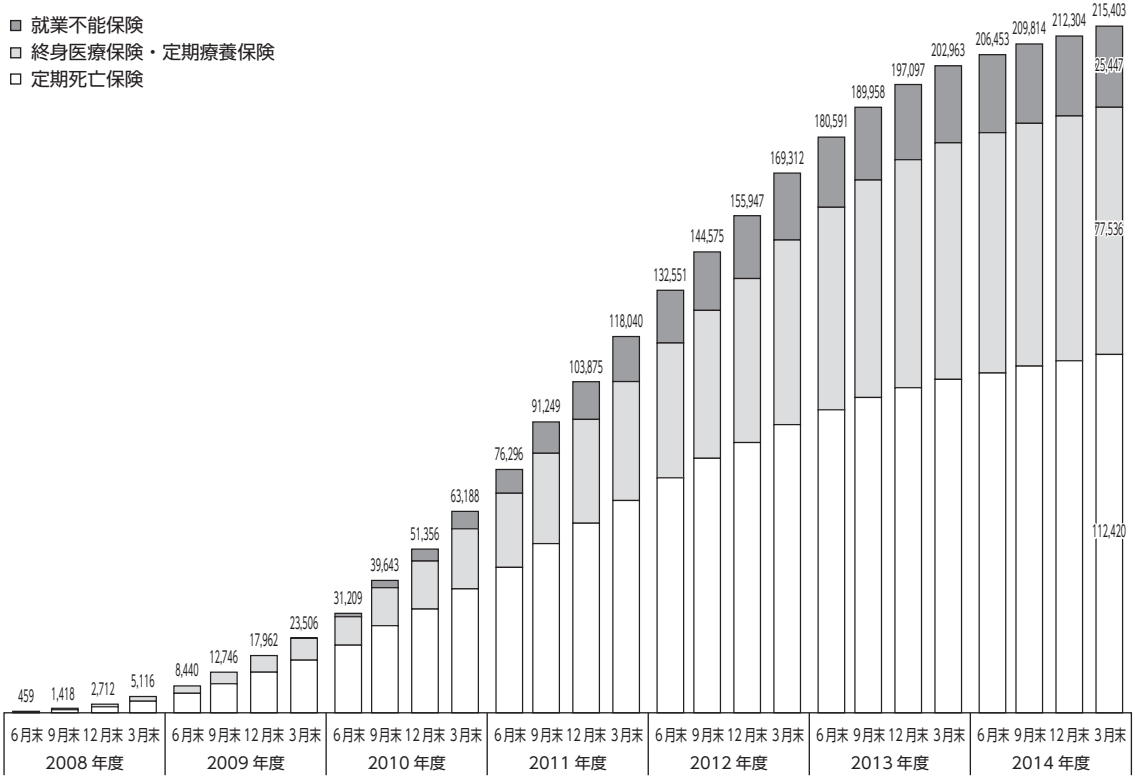

○新契約の状況

（単位：百万円）

区　　分	2013年度	2014年度	前事業年度比
申込件数	63,544件	37,519件	59.0%
新契約件数	46,237件	27,982件	60.5%
新契約金額（新契約高）	309,710	228,951	73.9%
年換算保険料	1,707	1,327	77.7%
うち医療保障・生前給付保障等	895	688	76.9%

○保有契約の状況

（単位：百万円）

区　　分	2013年度末	2014年度末
保有契約件数	202,963件	215,403件
内訳：「かぞくへの保険」（定期死亡保険）	104,604件	112,420件
内訳：「じぶんへの保険」、「新じぶんへの保険」、「新じぶんへの保険レディース」（終身医療保険）	61,700件	65,666件
内訳：「じぶんへの保険プラス」（定期療養保険）	12,504件	11,870件
内訳：「働く人への保険」（就業不能保険）	24,155件	25,447件
保有契約金額（保有契約高）	1,702,381	1,831,081
年換算保険料	8,077	8,793
うち医療保障・生前給付保障等	3,613	3,952
保有契約者数	121,745人	131,319人

（注）1. 契約金額は死亡保障額の合計であり、第三分野保険の保障額を含みません。
2. 年換算保険料とは、1回当たりの保険料について保険料の支払い方法に応じた係数を乗じ、1年当たりの保険料に換算した金額をいいます。当社商品の保険料はすべて月払いのみとなっているため、1ヶ月当たりの保険料に12を乗じたものを年換算保険料としております。
3. 2014年度末の終身医療保険の保有契約件数の内訳は、「じぶんへの保険」57,004件、「新じぶんへの保険」5,354件、「新じぶんへの保険レディース」3,308件です。また、2013年度末の終身医療保険の内訳は、「じぶんへの保険」のみです。

（収支の状況）

当事業年度の保険料等収入は、保有契約件数の増加に伴い、前事業年度比112.7%の8,493百万円となりました。また、資産運用収益は、前事業年度比215.6%の124百万円となりました。その他経常収益は、支払備金を戻し入れたことなどにより、112百万円となりました。この結果、当事業年度の経常収益は前事業年度比114.8%の8,729百万円となりました。

保険金等支払金は、保有契約件数が増加したことなどにより、前事業年度比110.8%の1,324百万円となりました。保険金及び給付金支払額の保険料収入に対する割合は、前事業年度の15.0%から13.8%となりました。責任準備金等繰入額は、保有契約件数が増加したことなどにより、前事業年度比116.1%の3,566百万円となりました。責任準備金繰入額の保険料収入に対する割合は、42.6%となりました。事業費は、広告宣伝費をコントロールしたことなどにより、前事業年度比92.4%の3,815百万円となりました。事業費のうち、広告宣伝費を中心とした営業費用は前事業年度比85.8%の1,672百万円、保険事務費用は前事業年度比91.3%の558百万円、システムその他費用は前事業年度比100.9%の1,583百万円となりました。新契約1件当たりの営業費用は、当事業年度の新契約件数が減少したため、前事業年度の42,148円から増加し、59,780円となりました。新契約1件当たりの年換算保険料は、定期死亡保険のリニューアル及び終身医療保険の新商品の発売により、前事業年度の36,937円から47,440円に増加しました。また、保険業法第113条繰延資産償却費は、1,060百万円となりました。これは、2012年度までに計上した保険業法第113条繰延資産を、開業10年目である2017年度まで均等償却することによるものです。これらにより、当事業年度の経常費用は前事業年度比104.1%の10,262百万円となりました。

以上の結果、当事業年度の経常損失は、前事業年度の2,258百万円に対して、1,532百万円となりました。なお、保険業法第113条繰延資産償却費を考慮する前の経常損失は、前事業年度の1,198百万円に対して、472百万円となりました。当期純損失は、前事業年度の2,194百万円に対して、1,624百万円となりました。

○収支の状況

（単位：百万円）

区　　分	2013年度	2014年度	前事業年度比
経常収益	7,603	8,729	114.8%
保険料等収入	7,537	8,493	112.7%
資産運用収益	57	124	215.6%
その他経常収益	7	112	1,499.5%
経常費用	9,861	10,262	104.1%
保険金等支払金	1,196	1,324	110.8%
責任準備金等繰入額	3,072	3,566	116.1%
うち危険準備金繰入額	169	50	30.0%
資産運用費用	0	0	956.0%
事業費	4,131	3,815	92.4%
営業費用	1,948	1,672	85.8%
保険事務費用	612	558	91.3%
システムその他費用	1,570	1,583	100.9%
その他経常費用	1,461	1,554	106.4%
うち保険業法第113条繰延資産償却費	1,060	1,060	100.0%
経常損失（△）	△2,258	△1,532	－
当期純損失（△）	△2,194	△1,624	－
（参考）保険業法第113条繰延資産償却費考慮前経常損失（△）	△1,198	△472	－

（保険金等の支払いの状況）

当事業年度にお支払いした保険金等は、4,833件、1,159百万円となりました。内訳は、保険金54件、723百万円、給付金4,779件、436百万円です。

当社は、「ライフネットの生命保険マニフェスト」において、生命保険会社の最も重要な社会的責務である保険金等の支払いを「正確に、遅滞なく」実行することを目指すとともに、保険金等の支払いに必要な書類の会社到着から原則5営業日以内に、指定口座に保険金等をお支払いしております。事実の確認や請求書類の不備の補完に要した日数を除き、当事業年度において支払いに要した平均営業日数は2.69日となりました。2014年2月に支払所要日数を最短2日に短縮するなど、引き続き迅速な支払いの実現に努めております。

また、2014年10月に、一般社団法人ユニバーサルコミュニケーションデザイン協会®が主催するUCDAアワード2014において、当社の保険金・給付金の請求書類と手続きが、企業・団体から発信されるコミュニケーション改善に生活者の声を反映させているという高い評価を受け、「アナザーボイス賞」を受賞しました。

○保険金等の支払いの状況

（単位：百万円）

区　　分	2013年度	2014年度	前事業年度比
保険金及び給付金支払件数	4,622件	4,833件	104.6%
保険金支払件数	44件	54件	122.7%
給付金支払件数	4,578件	4,779件	104.4%
保険金及び給付金支払額	1,124	1,159	103.1%
保険金支払額	701	723	103.1%
給付金支払額	423	436	103.0%

（お客さまの声の状況）

当事業年度の総相談件数は、58,373件、苦情件数は883件となりました。

当社は、「お客さまの声」を、保険商品・サービスをお客さまにとってより魅力あるものにしていくための貴重な経営資源としてとらえ、全社的に収集・管理・分析の上、サービスの継続的改善とお客さま満足度の向上を図るため、日々の事業運営に反映しております。

また、当社のコンタクトセンターとウェブサイトは、2014年10月に、HDI-Japanが主催する2014年度「HDI問合せ窓口格付け（生命保険業界）」において、3年連続で3つ星をダブル受賞しました。

○お客さまの声の状況

（単位：件）

区　　分	2013年度	2014年度	前事業年度比
お客さまからの総相談件数	63,624	58,373	91.7%
苦情件数	1,154	883	76.5%

（資産運用の状況）

当事業年度においても、引き続き、主に国債を中心とした高格付けの公社債などの円金利資産で運用を継続しました。また、保有契約件数の増加に伴い責任準備金が増加したため、長期債への投資を行うとともに、リスク分散の観点から資産運用の多様化を図るため、第2四半期会計期間から金銭の信託で外国債券への投資を開始しました。なお、株式は、資本業務提携を目的として従来から保有している当社の保険募集代理店である株式会社アドバンスクリエイトの株式及び韓国の教保生命保険株式会社と合弁で設立した教保ライフプラネット生命保険株式会社の株式のみを保有しております。

以上の運用方針の下、当事業年度末の総資産は23,387百万円（前事業年度末21,188百万円）、このうち、預貯金、金銭の信託に有価証券を加えた運用資産残高は18,847百万円（前事業年度末15,573百万円）となりました。また、当事業年度における運用資産全体に対する利回りは0.73%となるとともに、当事業年度末の有価証券の修正デュレーションは、長期債への投資により、前事業年度末の3.5年に対して10.2年となりました。

（その他の成果）

当事業年度においては、2014年5月2日に、開業以来初めてとなる主力商品の見直しとして、リニューアルした定期死亡保険「かぞくへの保険」並びに終身医療保険の新商品「新じぶんへの保険」及び「新じぶんへの保険レディース」を発売しました。「かぞくへの保険」は、子育て世代をはじめ、幅広い年齢層のお客さまに対して、業界最安水準の保険料で[*1]提供するとともに、保険期間を最長80歳まで延長しました。「新じぶんへの保険」は、旧商品と比較して、保険料を平均24%[*2]引き下げるとともに、保障内容の充実を図りました。さらに、当社初の女性専用商品となる「新じぶんへの保険レディース」は、女性特有の病気を手厚くカバーしております。これらの終身医療保険の新商品には、3大生活習慣病の場合、入院に関する支払限度日数が無制限となるとともに、先進医療給付金や最大5回まで一時金をお支払いするがん治療給付金を付加したおすすめコースを用意するなど、手厚い保障を実現しました。

また、パートナーシップの強化を図ることにより、幅広いお客さまに当社の商品を届けることが可能となりました。2014年10月20日にスルガ銀行株式会社と代理店契約を締結したことにより、スルガ銀行Dバンク支店のウェブサイトから保険の申し込みが可能となりました。さらに、豊通保険パートナーズ株式会社と代理店契約を締結し、2014年11月5日から、株式会社クラウドワークスが提供する「クラウドワークス」に登録するフリーランス向けに保険加入機会の提供を開始しました。これらに加え、ほけんの窓口グループ株式会社と代理店契約を締結し、2014年12月1日から「ほけんの窓口」店舗の店頭窓口で、対面で相談の上、インターネットで当社の保険商品を申し込むことが可能となりました。

さらに、ご契約者やお申し込みを検討中のお客さまに向けたサービスの強化に努めました。ご契約者にオンライン健康相談サービス「Doctors Me（ドクターズミー）」を無料で提供するとともに、給付金を請求した際には、お支払いが完了するまで、メールとマイページで進捗状況をお知らせするサービスを開始しました。「相談して保険を選びたい」というお客さまの声に対応し、保険プランナーによる電話での保険相談サービスの受付時間を、2015年1月6日から平日夜10時まで拡大しました。

このような取組みにより、当社の商品・サービスは、外部機関やご契約者から高い評価を得ることができました。2014年10月に、「HDI問合せ窓口格付け（生命保険業界）」において、「問合せ窓口（コンタクトセンター）」、「サポートポータル（ウェブサイト）」両部門で、最高評価3つ星を3年連続で受賞し、保険金・給付金の請求書類と手続きにおいて、UCDAアワード2014年「アナザーボイス賞」を受賞しました。また、2014年12月に

は、2015年度版オリコン顧客満足度（CS）ランキング「生命保険部門」において、総合第1位となりました。2015年3月には、経済産業省主催の「平成26年度おもてなし経営企業選」において、おもてなし経営を実現し、サービスの高付加価値化や差別化を実現するおもてなし企業に選出されました。

なお、当社の関連会社であった韓国の教保ライフプラネット生命保険株式会社は、2014年5月28日の同社の株主総会において、合弁で出資している教保生命保険株式会社が保有する優先株式が議決権を有することとなったため、当社の教保ライフプラネット生命保険株式会社に対する議決権比率が、34.0％から25.5％となりました。また、同社が、2014年11月20日に資金調達のために新株式を発行したことにより、当社の同社に対する議決権比率は25.5％から11.7％となり、同社は当社の関連会社でなくなりました。なお、同社の保有契約件数は、2014年12月末現在で3,324件となりました。

*1. 当社を含むネット生保4社の定期死亡保険（リスク細分型を除く）を、保険金額1,000万円/保険期間10年で比較した場合の実績。
*2. 「新じぶんへの保険」のエコノミーコースと「じぶんへの保険」を、入院給付金日額:1万円、手術給付金:10万円、契約年齢20歳以上～70歳以下で保険料を比較した場合の実績。

（財政状態）

当事業年度末の総資産は、23,387百万円（前事業年度末21,188百万円）となりました。主な勘定残高として、高格付けの公社債を中心とした有価証券は、17,082百万円となりました。保険業法第113条繰延資産は、償却により、3,180百万円に減少しました。

負債は、保有契約件数の増加に伴い責任準備金が増加したことなどから、10,899百万円（前事業年度末7,252百万円）となりました。主な勘定残高は、責任準備金9,806百万円（うち、危険準備金1,218百万円）、支払備金277百万円となりました。

純資産は、当期純損失の計上に伴い、12,487百万円（前事業年度末13,935百万円）と減少しました。

当事業年度末のソルベンシー・マージン比率は、2,244.7％（前事業年度末1,922.2％）となり、充分な支払余力を維持しております。

○資産、負債及び純資産の状況

（単位：百万円）

区　　分	2013年度末	2014年度末
資産	21,188	23,387
うち金銭の信託	1,000	1,033
うち有価証券	14,154	17,082
国債	6,636	8,227
地方債	－	851
社債	6,547	6,894
株式	206	222
外国証券	764	886
うち保険業法第113条繰延資産	4,240	3,180
負債	7,252	10,899
うち支払備金	375	277
うち責任準備金	6,240	9,806
うち危険準備金	1,167	1,218
純資産	13,935	12,487
ソルベンシー・マージン比率	1,922.2%	2,244.7%

（基礎利益の状況）

基礎利益は、生命保険会社の主たる収益指標のひとつです。具体的には、保険契約者から収受した保険料等収入、売却損益を除く資産運用収益及び責任準備金戻入額等その他経常収益等で構成される基礎収益から、保険金等支払金、危険準備金を除く責任準備金等繰入額、資産運用費用、事業費及びその他経常費用等から構成される基礎費用を控除したものとして計算されます。また、基礎利益は「危険差損益」、「費差損益」及び「利差損益」に分解することも可能であり、これらを三利源と呼んでおります。生命保険料の計算は、予定発生率（死亡率、入院率など）、予定事業費率（付加保険料部分）、予定利率の3つに基づいております。これらの「予定」と実績との差によって生命保険会社の利益（基礎利益）が生じていると考え、それぞれの差分を算出することによって、基礎利益がどのような要因から生じているのかを明らかにするのが利源分析の考え方です。

当事業年度の基礎利益及び三利源の状況は以下のとおりです。

危険差益は、保険料収入の増加及び支払備金の戻入により、1,777百万円に増加しました。一方、事業費は減少したものの、新契約件数も減少したことから、費差損は3,282百万円となりました。また、資産運用収益の増加により、利差益は19百万円となりました。これらの結果、基礎利益は、1,484百万円のマイナスとなりました。

○基礎利益の状況

（単位：百万円）

区　　分	2013年度	2014年度
基礎利益	△2,089	△1,484
危険差益	1,141	1,777
費差損（△）	△3,234	△3,282
利差益（順ざや額）	3	19

② 対処すべき課題

当社は、2013年5月に策定した中期計画のうち、経営目標を2014年11月13日に変更しました。変更した中期計画の骨子は以下のとおりです。

なお、当社は、2015年4月20日にKDDI株式会社と資本業務提携契約を締結しました。本資本業務提携について、具体的な業務提携の内容や時期が確定していないことから、中期計画に与える影響は現時点で未定であるため、本中期計画に反映しておりません。その一方で、本資本提携に基づく資金調達により、当社の資本の充分性はより一層強固となるとともに、本業務提携の推進は、当社の企業価値の増大に寄与するものと考えております。具体的な業績への影響は、本業務提携の進捗状況等を勘案して精査の上、必要に応じて適時適切に公表する予定です。

○中期計画の骨子

LIFENET2015	新しい商品・サービスの提供を通じて生命保険の未来を創り出す「変革者」として、ステークホルダーの共感を集め、ネット生保 No.1の持続的成長を実現する
経営目標	2015年度における経常収益95億円及び黒字化[*1]の達成
重点領域	1. 保険料収入（トップライン）の持続的成長 2. 生産性の向上 3. 生命保険の「変革者」（フロントランナー）を志向
内部管理態勢	リスク管理の高度化とリスクベースの経営管理に向けた基盤づくり

（注）1. 保険業法第113条繰延資産償却費考慮前経常損益ベース

当社は、インターネットを活用して、価格競争力と利便性の高い商品・サービスの開発・提供に努めるとともに、コンタクトセンターとウェブサイトを通して、お客さま目線の手厚いサポートを継続しております。その一方で、当社がけん引しているネット生保市場の拡大は、未だに実現途上にあると認識しております。また、ネット生保市場への同業他社の参入が増加したことに加え、インターネット以外の販売チャネルにおいても、従来と比較して低廉な保険料の保険商品を販売する動きが広がるなど、当社を取り巻く競争環境は激化しております。このような状況の中で、当社は新契約業績の底上げを最大の課題と認識するとともに、以下の対処すべき課題に対して、「正直に経営し、わかりやすく、安くて便利な商品・サービスの提供を追求する」という理念に基づき、取組みを推進します。

・ネット直販ビジネスモデルのさらなる強化

当社は、インターネットを主な販売チャネルとして、保有契約の着実な成長を持続しております。当社の強みであるインターネット直販により、ネット生保としてのビジネスモデルのさらなる強化を目指します。

まず、インターネットチャネルの不安感を払拭し、安心して選んでいただける生命保険会社を目指します。これを実現するため、テレビCMなどのマーケティング活動を通じてお客さまが安心を抱くことができるメッセージを発信します。また、保険の検討意欲の高いお客さまが当社のウェブサイトを訪問できるように、より細かいターゲティングを行い、お客さまの属性や状況に適したウェブ広告を展開します。

さらに、シンプルでわかりやすいウェブサイトを維持するための改善を継続するとともに、お客さまにとって魅力のある商品開発に努めます。これらに加えて、検討を開始したお客さまに対して、無料の保険相談サービスなどを用意するなど、利便性の高いインターネットだけでなく、電話やメールを活用したフォローアップを行うことでインターネット直販のビジネスモデルの強化を図ります。

・フォローアップの徹底

当社は、保険を検討するお客さまに対して、電話やメールでのフォローアップを行うとともに、経験豊富な保険プランナーによる無料の保険相談サービスを拡充するなど、お客さまが「納得いくまで」、「腑に落ちるまで」保険選びをするためのサポート体制を強化しております。今後も、コンタクトセンターとウェブサイトは、当社の「店舗」として、さらに質の高いサービスの提供に努めます。コンタクトセンターでは、電話オペレーターや保険プランナーの継続的なトレーニングに加え、お客さまのニーズを実現できる提案ツールの改善や情報基盤の整備を実行するとともに、ウェブサイトでは、テクノロジーを活用して訪問したお客さまの疑問や課題を解決することにより、フォローアップの充実化を図ります。

さらに、当社は開業以来、主に20代・30代の子育て世代に支えられ、契約者数は13万人を突破しました。ご契約者との集いであるふれあいフェアの開催や契約者メールの配信など、継続的なコミュニケーションの機会を増やすとともに、契約者アンケートの結果をサービス改善に反映するなど、顧客満足度を高めることで、長期的な信頼関係の構築を目指します。

・パートナーシップの継続的な強化

当社は、ウェブ代理店を中心とする保険代理店に加え、より幅広いお客さまに当社の保険商品・サービスをお届けするために顧客基盤を持つ企業とのパートナーシップの強化に努めます。当社のわかりやすく、低廉な保険料の保険商品を理解していただくことにより、代理店における保険商品販売の促進に努めるとともに、社内での適切な人的資源の配置やシステム開発などによる管理態勢の強化を図ります。さらに、代理店販売等のパートナーシップによって得た経験やノウハウを、インターネット直販にも活かすことによって、相乗効果を高めることを目指します。

また、さらなる革新的な取組みに挑戦し、一層の成長を実現するため、2015年4月20日に、通信事業において高いブランド力や幅広い顧客基盤を有するKDDI株式会社と資本業務提携契約を締結しました。これにより、それぞれの顧客基盤・ブランド・事業ノウハウなどを融合し、両社の強みを活かしたお客さま志向の新しいサービスの企画・運営を共同で検討します。その端緒として、当社のシンプルでわかりやすい生命保険商品を、KDDI株式会社の金融サービスのひとつとして、同社の幅広いお客さまに、スマートフォンを中心としたauの既存チャネルなどを通じて、より便利にお届けする予定です。なお、本業務提携の具体策の検討に当たって、両社で提携推進委員会を設置し、継続的な協議を行うことができる体制を整える予定です。

株主の皆様におかれましては、引き続き温かいご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区分		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度 (当事業年度)
年度末契約高		億円	億円	億円	億円
	個人保険	11,053	14,803	17,023	18,310
	個人年金保険	−	−	−	−
	団体保険	−	−	−	−
	団体年金保険	−	−	−	−
	その他の保険	−	−	−	−
		百万円	百万円	百万円	百万円
保険料等収入		3,720	5,915	7,537	8,493
資産運用収益		47	51	57	124
保険金等支払金		410	575	1,196	1,324
経常損失(△)		△687	△23	△2,258	△1,532
契約者配当準備金繰入額		−	−	−	−
当期純損失(△)		△900	△126	△2,194	△1,624
総資産		18,861	20,450	21,188	23,387
1株当たり当期純損失(△)		△26.37円	△3.00円	△52.11円	△38.52円

(注) 1. 2011年度の1株当たり当期純損失は、2012年1月24日付けで株式1株につき1,000株の分割を行ったことに伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の数値を記載しております。

2. 2012年度以前は、保険業法第113条に基づき、事業費の一部を資産計上し繰延べることができたものの、開業から6年目となる2013年度以降は新たな繰延べができないため、経常損失が増加しました。なお、2012年度までに計上した保険業法第113条繰延資産は、開業10年目である2017年度まで保険業法第113条繰延資産償却費として、均等償却する予定です。保険業法第113条繰延資産の繰延額及び償却費を考慮する前の経常損失の推移は、以下のとおりです。

(参考) 保険業法第113条繰延資産考慮前経常損失(△)	△2,184	△1,664	△1,198	△472

(3) 支店等及び代理店の状況

当社は、インターネットを主な販売チャネルとすることにより、主要な拠点を東京都千代田区の本社のみとし、支店等を設置しておりません。

なお、当社は、自社で策定しているBCP（Business Continuity Plan　事業継続計画）に基づき、自然災害等の不測の事態における業務継続体制を確保するため、本社以外に業務を継続できる拠点を設けております。災害、事故等によって、本社が使用不可となる場合でも、優先度の高い保険金等の支払い及びウェブサイトの管理を中心に、速やかに業務を継続できる体制を整えております。

また、当社の代理店の状況は、以下のとおりです。

（単位：店）

区分	前事業年度末	当事業年度末	当事業年度増減
代理店	24	23	△1
海外代理店	－	－	－
計	24	23	△1

(4) 使用人の状況

（2015年3月31日現在）

区分	前事業年度末	当事業年度末	当事業年度増減	当事業年度末現在		
				平均年齢	平均勤続年数	平均給与月額
内務職員	88名	90名	2名	37.9歳	4.2年	590.9千円
営業職員	－	－	－	－		

（注）1. 使用人の状況には、当社への出向者、契約社員及び派遣社員を含んでおりません。なお、契約社員及び派遣社員の平均雇用人員は、保険相談サービスの強化などにより、51人となりました。

2. 平均給与月額は、税込定例給与であり、賞与及び時間外手当を含んでおりません。なお、当事業年度において賞与を支給しておりません。

(5) 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

(6) 資金調達の状況

当事業年度における該当事項はありません。

なお、当社は2015年4月20日の取締役会においてKDDI株式会社を割当先とする第三者割当による新株発行（以下「本第三者割当増資」）を決議しました。KDDI株式会社が当社の保険主要株主になることに対する内閣総理大臣の認可を取得することを条件として、2015年5月22日に、KDDI株式会社からの払込を受けることにより、本第三者割当増資が完了する予定です。詳細は、「(10)その他保険会社の現況に関する重要な事項」に記載のとおりです。

(7) 設備投資の状況

① 当事業年度における設備投資の総額

主な設備投資は、電話システムの更新に係る費用及び商品改定に係るシステム費用です。

（単位：百万円）

設備投資の総額	139

② 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(8) 重要な親会社及び子会社等の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社等の状況

関連会社であった韓国の教保ライフプラネット生命保険株式会社について、2014年5月28日に開催された同社の株主総会において、合弁で出資している教保生命保険株式会社が保有する優先株式が議決権を有することとなったため、当社の同社に対する議決権比率は、34.0%から25.5%となりました。さらに、2014年11月20日に、同社が資金調達のため新株式を発行したことにより、当社の同社に対する議決権比率は、25.5%から11.7%に変更となり、同社は当社の関連会社でなくなりました。

（2015年3月31日現在）

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率
教保ライフプラネット生命保険株式会社	大韓民国ソウル市	生命保険業	2013年9月27日	700億ウォン	11.7%

③　重要な業務提携の概況

当社は、スイスの再保険会社であるSwiss Reinsurance Company Ltdと業務提携契約を締結しております。本提携に伴い、当社とSwiss Reinsurance Company Ltdは共同で戦略提携委員会を設立し、インターネットによる生命保険事業における知見に加え、商品開発や引受査定などの分野におけるノウハウの共有や人材交流など、両社の業務拡大に資する提携策を協議しております。

なお、当社は2015年4月20日の取締役会においてKDDI株式会社と業務提携契約の締結を決議しました。今後は、両社で提携推進委員会を設置し、継続的な協議を行うことができる体制を整える予定です。詳細は、「(10)その他保険会社の現況に関する重要な事項」に記載のとおりです。

⑼　事業の譲渡・譲受け等の状況

該当事項はありません。

⑽　その他保険会社の現況に関する重要な事項

当社は、2015年4月20日の取締役会において、KDDI株式会社との資本業務提携契約の締結及びKDDI株式会社を割当先とする第三者割当による新株発行を決議しました。KDDI株式会社が、当社の保険主要株主になることに対する内閣総理大臣の認可を取得することを条件として、払込期日の2015年5月22日に、本第三者割当増資により、8,000,000株の新株式を発行し、3,040百万円の資金調達を行う予定です。なお、本第三者割当増資により、KDDI株式会社が当社株式の議決権の15.95%を所有する筆頭株主となります。

今後は、両社で提携推進委員会を設置し、継続的な協議を行うことができる体制を整える予定です。それぞれの顧客基盤・ブランド・事業ノウハウなどを融合し、両者の強みを活かしたお客さま志向の新しいサービスの企画・運営を検討してまいります。

2. 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状況

（2015年3月31日現在）

氏名	役職及び担当	重要な兼職の状況
出口治明（でぐち はるあき）	代表取締役会長兼CEO 執行役員 【担当】監査部	－
岩瀬大輔（いわせ だいすけ）	代表取締役社長兼COO 執行役員 【担当】お申し込みサポート部、企画部	教保ライフプラネット生命保険株式会社　取締役 株式会社ベネッセホールディングス　社外取締役
中田華寿子（なかだ かずこ）	常務取締役 執行役員 【担当】商品開発部、マーケティング部	－
樋口俊一郎（ひぐち しゅんいちろう）	常務取締役 執行役員 チーフ・コンプライアンス・オフィサー 【担当】法務部、リスク管理部、お客さま相談部	中央大学大学院公共政策研究科　客員教授
藤原作弥（ふじわら さくや）	取締役（社外役員）	東北電力株式会社　社外監査役 株式会社毎日新聞グループホールディングス 社外監査役
石倉洋子（いしくら ようこ） （栗田洋子（くりた ようこ））	取締役（社外役員）	双日株式会社　社外取締役 日清食品ホールディングス株式会社　社外取締役
内田和成（うちだ かずなり）	取締役（社外役員）	早稲田大学大学院商学研究科　教授 早稲田大学ビジネススクール　教授 キユーピー株式会社　社外取締役 三井倉庫ホールディングス株式会社　社外取締役 ERIホールディングス株式会社　社外取締役
伊佐誠次郎（いさ せいじろう）	常勤監査役	あすかアセットマネジメント株式会社　社外監査役
伏見泰治（ふしみ やすはる）	監査役（社外役員）	ツネイシホールディングス株式会社 代表取締役会長兼社長
増田健一（ますだ けんいち）	監査役（社外役員）	アンダーソン・毛利・友常法律事務所　パートナー あすかコーポレイトアドバイザリー株式会社 社外監査役 株式会社ブリヂストン　社外監査役
河相董（かわい ただす）	監査役（社外役員）	－

（注）1. 2014年6月22日付けで、以下のとおり、執行役員の担当を変更しました。

氏　　名	役職及び担当（変更前）	役職及び担当（変更後）
岩　瀬　大　輔	代表取締役社長兼COO 執行役員 【担当】企画部	代表取締役社長兼COO 執行役員 【担当】お申し込みサポート部、 企画部
中　田　華寿子	常務取締役 執行役員 【担当】お申し込みサポート部、 商品開発部、 マーケティング部	常務取締役 執行役員 【担当】商品開発部、 マーケティング部

2. 取締役内田和成氏は、2015年2月26日付けで、キユーピー株式会社の社外監査役を辞任し、同日付で、同社の社外取締役に就任しました。
3. 監査役伏見泰治氏は、会社経営及び金融に関する豊富な経験と高い見識を有しております。監査役河相董氏は、会社経営及び財務に関する豊富な経験と高い見識を有しております。
4. 社外取締役である藤原作弥、石倉洋子及び内田和成の各氏並びに社外監査役である伏見泰治、増田健一及び河相董の各氏は、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出ております。
5. 当社は、執行役員制度を導入しております。2015年3月31日現在の取締役を兼務していない執行役員は以下のとおりです。なお、重要な兼職はありません。

氏　　名	役　職　及　び　担　当
鈴（すず）木（き）　原（げん）	執行役員 【担当】総務部、お客さまサービス部、システム部
成（なり）相（あい）衆（しゅう）治（じ）	執行役員 【担当】経理部、財務部、数理部

6. 当事業年度後の2015年4月1日付けで、以下のとおり、執行役員の担当を変更しました。

氏　　名	役　職　及　び　担　当
岩　瀬　大　輔	代表取締役社長兼COO 執行役員 【担当】お申し込みサポート部、企画部、商品開発部、マーケティング部 （代理店グループ、広報グループを除く）
中　田　華寿子	常務取締役 執行役員 【担当】マーケティング部（代理店グループ、広報グループ担当）

(2) 会社役員に対する報酬等

区　　分	支給人数	報酬等	その他
取締役 (うち社外取締役)	7名 (3名)	10,900万円 (1,200万円)	取締役の報酬限度額は、2012年6月24日開催の第6回定時株主総会において年額14,000万円以内（うち、社外取締役分3,000万円）と決議されております。
監査役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	3,200万円 (1,200万円)	監査役の報酬限度額は、2012年6月24日開催の第6回定時株主総会において年額4,000万円以内と決議されております。
合　　計	11名	14,100万円	

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

（2015年3月31日現在）

氏　　名	重要な兼職その他の状況
藤原作弥	東北電力株式会社社外監査役及び株式会社毎日新聞グループホールディングス社外監査役を兼職しております。当社と兼職先との間に記載すべき取引関係はありません。
石倉洋子	双日株式会社社外取締役及び日清食品ホールディングス株式会社社外取締役を兼職しております。当社と兼職先との間に記載すべき取引関係はありません。
内田和成	早稲田大学大学院商学研究科教授、早稲田大学ビジネススクール教授、キユーピー株式会社社外取締役、三井倉庫ホールディングス株式会社社外取締役及びERIホールディングス株式会社社外取締役を兼職しております。当社は、当事業年度において早稲田大学で講演を行いました。その他の兼職先との間に記載すべき取引関係はありません。
伏見泰治	ツネイシホールディングス株式会社代表取締役会長兼社長を兼職しております。当社と兼職先との間に記載すべき取引関係はありません。
増田健一	アンダーソン・毛利・友常法律事務所パートナー、あすかコーポレイトアドバイザリー株式会社社外監査役及び株式会社ブリヂストン社外監査役を兼職しております。当社と兼職先との間に記載すべき取引関係はありません。
河相　董	－

（注）取締役内田和成氏は、2015年2月26日付けで、キユーピー株式会社の社外監査役を辞任し、同日付で、同社の社外取締役に就任しました。なお、当社と同社の間に記載すべき取引関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏　　名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言 その他の活動状況
藤原作弥	2年10ヶ月	取締役会14回中14回出席	金融に関する豊富な経験と幅広い知識に基づき、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
石倉洋子	2年10ヶ月	取締役会14回中14回出席	国際企業戦略及び企業経営に関する豊富な経験と幅広い知識に基づき、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
内田和成	2年10ヶ月	取締役会14回中13回出席	コンサルティングファームにおける企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
伏見泰治	8年 6ヶ月	取締役会14回中13回出席 監査役会13回中13回出席	会社経営及び金融に関する豊富な経験と幅広い知識に基づき、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
増田健一	7年11ヶ月	取締役会14回中14回出席 監査役会13回中13回出席	弁護士として、企業法務に関する専門的見地に基づき、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
河相　董	7年11ヶ月	取締役会14回中14回出席 監査役会13回中13回出席	会社経営及び財務に関する豊富な経験と幅広い知識に基づき、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。

(3) 責任限定契約

当社は以下のとおり、社外役員と責任限定契約を締結しております。

氏　　名	責　任　限　定　契　約　の　内　容　の　概　要
藤　原　作　弥	在任中、その任務を怠ったことにより会社に損害を加えた場合において、社外役員が職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を上限として、損害賠償責任を負うものとし、当該限度額を超える額については、会社は社外役員の損害賠償責任を免除する。
石　倉　洋　子	
内　田　和　成	
伏　見　泰　治	
増　田　健　一	
河　相　　董	

(4) 社外役員に対する報酬等

区　　分	支 給 人 数	保険会社からの報酬等	保険会社の親会社等からの報酬等
報 酬 等 合 計	6名	2,400万円	－

(5) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4. 株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数　100,000,000株

発行済株式総数　42,175,000株

（注）KDDI株式会社が当社の保険主要株主となることに対する内閣総理大臣の認可を取得することを条件として、当社は、2015年5月22日に、同社を割当先とする第三者割当による新株発行を行う予定です。これにより、発行済株式総数が8,000,000株増加する予定です。

(2) 当事業年度末株主数　9,750名

(3) 大株主（上位10名）

（2015年3月31日現在）

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
JP MORGAN CHASE BANK 380634	5,683,900	13.47
あすかDBJ投資事業有限責任組合	5,683,800	13.47
三井物産株式会社	4,800,000	11.38
株式会社セブン・フィナンシャルサービス	3,250,000	7.70
株式会社新生銀行	1,625,000	3.85
株式会社リクルートホールディングス	1,250,000	2.96
株式会社朝日ネット	1,166,000	2.76
株式会社SBI証券	885,600	2.09
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY	848,900	2.01
ML PRO SEGREGATION ACCOUNT	680,400	1.61

（注）1. 当社が業務提携契約を締結しているSwiss Reinsurance Company Ltdから、2013年5月2日付けの大量保有報告書の写しの送付があり、2013年4月25日時点で、5,683,900株を取得した旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載に基づき、「(3)大株主（上位10名）」には名称を記載しておりません。

2. KDDI株式会社が当社の保険主要株主となることに対する内閣総理大臣の認可を取得することを条件として、当社は、2015年5月22日に、同社を割当先とする第三者割当による新株発行を行う予定です。これにより、KDDI株式会社は持株比率15.94%の筆頭株主となる予定です。

5. 新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日において当社役員が有する新株予約権に関する事項

区　　分	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の数
取締役 （社外役員を除く）	第１回新株予約権 発行日：2007年5月7日 新株予約権の数：970個 新株予約権の目的となる株式の種類及び数： 当社普通株式　970,000株（新株予約権1個につき1,000株） 発行価額：有償 権利行使時の1株当たり払込金額：220円 権利行使期間：2010年5月22日～2017年5月22日	2名
	第2回新株予約権 発行日：2007年12月27日 新株予約権の数：480個 新株予約権の目的となる株式の種類及び数： 当社普通株式　480,000株（新株予約権1個につき1,000株） 発行価額：無償 権利行使時の1株当たり払込金額：400円 権利行使期間：2009年12月27日～2017年12月21日	2名
	第3回新株予約権 発行日：2010年1月25日 新株予約権の数：60個 新株予約権の目的となる株式の種類及び数： 当社普通株式　60,000株（新株予約権1個につき1,000株） 発行価額：無償 権利行使時の1株当たり払込金額：600円 権利行使期間：2012年1月25日～2019年12月24日	1名
	第4回新株予約権 発行日：2012年1月27日 新株予約権の数：30,000個 新株予約権の目的となる株式の種類及び数： 当社普通株式　30,000株（新株予約権1個につき1株） 発行価額：無償 権利行使時の1株当たり払込金額：1,000円 権利行使期間：2014年1月27日～2022年1月25日	1名

（注）1. 2012年1月24日付けで株式1株につき1,000株の分割を行ったため、第1回から第3回の新株予約権の目的となる株式数は、新株予約権1個につき1,000株です。
2. 社外取締役及び監査役は、新株予約権を有しておりません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権に関する事項
該当事項はありません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

氏　名　又　は　名　称	当事業年度に係る報酬等	そ　の　他
有限責任　あずさ監査法人 指定有限責任社員 　平栗　郁朗 　森本　洋平	25百万円	記載すべき事項はありません。

（注）会計監査人との監査契約において、会社法上の監査及び金融商品取引法上の監査の報酬等の額を明確に区分していないため、当該事業年度に係る報酬等には、これらの合計額を記載しております。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

当社は、以下のとおり、会計監査人の解任又は不再任の方針を定めております。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められた場合、会計監査人が会社法、公認会計士法等の法令に違反する懲戒処分や監督官庁からの処分を受けた場合、その他監査品質、品質管理が適格性、独立性を欠く等、適正・適切な監査を遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定します。

取締役会は、監査役会の決定に基づき、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提出します。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社の業務の適正を確保するための体制の一層の強化を図るため、担当部門を変更したことから、2014年11月13日開催の取締役会において「内部統制システムに関する基本方針」の改定を決議しました。

また、2015年5月1日に「会社法の一部を改正する法律」及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」が施行されたことから、2015年5月14日開催の取締役会において「内部統制システムに関する基本方針」の改定を決議しました。改定後の内容は、以下のとおりです。

(1) 取締役および社員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① 当会社は、法令等遵守に関する基本方針に基づき、コンプライアンス委員会の場を活用するなどして、当会社の役員・社員がこの行動規範に則り事業活動のすべての局面においてコンプライアンス（法令遵守）を最優先するよう周知徹底を図る。

② 当会社は、コンプライアンスを統括する部署（法務部）を設置するとともに、コンプライアンス委員会を設置し、当会社のコンプライアンス推進のための重要事項について専門的な見地または全社横断的な見地から助言を行う。

③ 当会社は、CCO（チーフ・コンプライアンス・オフィサー）を設け、CCOには取締役を充てることができる。

④ 当会社は、コンプライアンス・マニュアルを作成し、役員・社員が遵守すべき法令および社内ルール等に関する研修を実施し、コンプライアンスの継続的な周知徹底を図る。

⑤ 当会社は、法令または規程等の違反が生じた場合の報告体制を整備し、問題点の把握およびコンプライアンス体制の改善のために必要な対応を行う。

⑥ 当会社は、法令・定款違反等を未然に防止するため、内部通報制度を適切に運用する。

⑦ 当会社は、代表取締役会長の直属の部門として、被監査部門から独立した監査部を設置し、経験に富む専任の部長を配置して、実効性のある内部監査を実施する。

⑧ 当会社は、当会社の役員・社員の法令・定款違反等の行為については、適正に処分を行う。

(2) 取締役および執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役および執行役員は、その職務の執行に係る文書その他の情報につき、法令および当会社の規程等に従い適切に保存および管理を行う。

(3)　反社会的勢力への対応に関する体制

当会社は、反社会的勢力との関係遮断のため、総務部を対応部署とし、警察等関係機関とも連携して、断固たる姿勢で臨む。

(4)　リスク管理に関する規程その他の体制

当会社は、リスク管理に関する基本方針を定め、当初の事業遂行に関わるリスクについて、総合的なリスク管理を統括するリスク管理部を設置するとともに、リスク・カテゴリー毎に責任者ならびに主管部を定めて適切な管理を行う。また、リスク管理委員会を設けて、専門的な見地または全社横断的な見地からリスク管理の適切性を担保する。

(5)　取締役および執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①　当会社は、取締役および執行役員の職務分掌を定め、各取締役および執行役員が責任を持って担当する領域を明確にしたうえで、業務執行の決定権限を取締役および執行役員に委譲している。各取締役および執行役員は、自己の担当領域に関する業務目標の達成を通じて会社全体としての経営目標の達成に努める。

②　経営方針を明確化し、中長期計画において経営目標を具体化するとともに、年間、四半期および月別予算管理により業務遂行の進捗管理を行って経営資源の最適活用を図る。

(6)　監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合に関する体制

①　監査役の監査業務を補助するため、監査役会事務局を設置する。監査役会事務局には、監査業務を補助するのに必要な知識・能力を具備した社員(以下「補助社員」という)を、監査役の求めに応じて、必要数配置する。

②　補助社員は、監査役の監査業務を補助するための業務（以下「補助業務」という）については、監査役の指揮命令下で業務を行い、監査役以外からの指揮命令は受けない。補助業務における補助社員の任命・異動、人事評価および懲戒等については監査役の意見を尊重する。

③　監査役は、代表取締役会長、代表取締役社長および会計監査人と定期的に意見交換する場を設け、必要に応じ、補助社員を同行させることを求めることができる。監査役は、内部監査部門と定期的に内部監査結果について意見交換することで、緊密な連携を図るものとし、必要に応じ、補助社員を同行させることを求めることができる。

(7)　取締役および社員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役、保険計理人および社員は、監査役の求めに応じて、経営、財務、コンプライアンス、リスク管理、内部監査の状況等について、適宜監査役に対する報告を行うとともに、職務執行に関し重大な法令もしくは社内ルールの違反または会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告を行う。

(8)　前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保する体制

当会社は、前項の報告をした者が、不利な取り扱いを受けることがなく、また、懲戒その他の不利益処分の対象となることがないことを明示的に定める。

(9)　監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当会社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、これに応じる。

(10)　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、社内のすべての重要な会議に随時出席できるものとする。また、代表取締役会長および代表取締役社長は、監査役会と定期的に意見交換を行い、監査部は監査役の監査に協力する。

(11)　基本方針の改廃に関する事項

この基本方針の改廃は、企画部が立案し、取締役会の決議によるものとする。

9. 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

10. その他

当社は、法令に別段の定めのある場合を除き、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項の決定機関を取締役会とすることを定款に規定しております。当社は、生命保険会社としての経営基盤を確立させる事業フェーズにあることから、設立以来、剰余金の配当を実施しておりません。また、当社は、現在、保険業法第113条に規定する繰延資産を貸借対照表に計上しているため、保険業法第17条の6の規定により、剰余金の配当を行うことができません。なお、保険業法第113条に規定する繰延資産は、生命保険業免許取得後10年間（2017年度まで）で均等償却する予定です。

将来的には、剰余金の配当を含めた株主還元策の実施を検討することとしておりますが、現時点では剰余金の配当に関する具体的な方針、実施時期等は未定です。内部留保につきましては、認知度向上、新しい商品やサービスの開発等の成長施策、情報システム投資等に有効活用し、事業の拡大と利益の創出を目指してまいります。

貸借対照表

（2015年3月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金及び預貯金	731	保険契約準備金	10,084
預貯金	731	支払備金	277
金銭の信託	1,033	責任準備金	9,806
有価証券	17,082	代理店借	4
国債	8,227	再保険借	45
地方債	851	その他負債	353
社債	6,894	未払法人税等	3
株式	222	未払金	7
外国証券	886	未払費用	273
有形固定資産	114	預り金	10
建物	13	リース債務	26
リース資産	3	資産除去債務	30
その他の有形固定資産	96	仮受金	0
無形固定資産	468	特別法上の準備金	9
ソフトウエア	444	価格変動準備金	9
リース資産	22	繰延税金負債	403
その他の無形固定資産	1	負債の部合計	10,899
代理店貸	0	（純資産の部）	
再保険貸	23	資本金	10,500
その他資産	3,933	資本剰余金	10,500
未収金	639	資本準備金	10,500
前払費用	10	利益剰余金	△8,798
未収収益	29	その他利益剰余金	△8,798
預託金	73	繰越利益剰余金	△8,798
仮払金	1	株主資本合計	12,202
保険業法第113条繰延資産	3,180	その他有価証券評価差額金	265
		評価・換算差額等合計	265
		新株予約権	19
		純資産の部合計	12,487
資産の部合計	23,387	負債及び純資産の部合計	23,387

損益計算書

（2014年４月１日から
2015年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額
経常収益	8,729
保険料等収入	8,493
保険料	8,372
再保険収入	121
資産運用収益	124
利息及び配当金等収入	117
預貯金利息	0
有価証券利息・配当金	117
金銭の信託運用益	3
有価証券売却益	2
その他経常収益	112
支払備金戻入額	98
その他の経常収益	13
経常費用	10,262
保険金等支払金	1,324
保険金	723
給付金	436
その他返戻金	0
再保険料	165
責任準備金等繰入額	3,566
責任準備金繰入額	3,566
資産運用費用	0
支払利息	0
有価証券売却損	0
その他運用費用	0
事業費	3,815
その他経常費用	1,554
税金	267
減価償却費	225
保険業法第113条繰延資産償却費	1,060
その他の経常費用	2
経常損失（△）	△1,532
特別損失	3
特別法上の準備金繰入額	3
価格変動準備金繰入額	3
税引前当期純損失（△）	△1,535
法人税及び住民税	3
法人税等調整額	85
法人税等合計	88
当期純損失（△）	△1,624

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月13日

ライフネット生命保険株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　平　栗　郁　朗　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　森　本　洋　平　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ライフネット生命保険株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第９期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成27年４月20日開催の取締役会において、第三者割当により新株を発行することを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2014年4月1日から2015年3月31日までの第9期事業年度の取締役の職務の執行に関して、全監査役による審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「有限責任 あずさ監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2015年5月14日

ライフネット生命保険株式会社　監査役会

常勤監査役　伊　佐　誠次郎　㊞

社外監査役　伏　見　泰　治　㊞

社外監査役　増　田　健　一　㊞

社外監査役　河　相　　董　㊞

以　上

当社ウェブサイトとコンタクトセンターのご紹介

お申し込みはウェブサイトから。パンフレットもご用意しております。

お見積り

資料請求

「ライフネット生命」で 検索

http://www.lifenet-seimei.co.jp/

コンタクトセンターでは、あなたにぴったりの保険選びをサポートいたします。

保険プランナーに無料相談

お電話での保険相談
(通話無料)

0120-205566

受付時間：平日9時～22時、土曜日9時～18時（年末年始、日曜、祝日は除く）

※お客さまからのご質問やご要望などを正確に把握するため、通話内容を録音しておりますので、あらかじめご了承ください。

ご予約も承ります

ご相談を希望される方は予約フォームに必要情報をご入力いただくと、
ご予約いただいた日時に、保険プランナーよりお電話いたします。

お客さまにご納得いただけるまで保険プランナーが電話・メールにて無料でご相談をお受けいたします。

ライフネットカレンダー

（2014年4月～2015年4月）

2014年
5月

商　品

リニューアルした定期死亡保険「かぞくへの保険」、
終身医療保険の新商品「新じぶんへの保険」
「新じぶんへの保険レディース」を販売開始

定期死亡保険
かぞくへの保険

終身医療保険
新じぶんへの保険

終身医療保険
新じぶんへの保険レディース

5月

取組み

お客さまが対面で相談できる窓口として、
アドバンスクリエイトの「保険市場」
店頭で保険商品の販売を開始

5月

サービス

ご契約者さま向けに 健康相談サービス
「Doctors Me（ドクターズミー）」
の無料提供を開始

8月

サービス

人生と仕事とお金について考えるウェブメディア
「ライフネットジャーナル オンライン」をオープン

10月

受　賞

コンタクトセンターとウェブサイトが
「HDI問合せ窓口格付け」で
最高評価3つ星を3年連続で受賞

問合せ窓口（コンタクトセンター）

サポートポータル（ウェブサイト）

11月

取組み

全国の「ほけんの窓口」店頭で
保険商品の販売を開始

12月

受　賞

2015年度版
オリコン顧客満足度ランキング
「生命保険部門」で
総合第1位を獲得

2015年 1月

サービス

電話での保険相談サービスの受付時間を拡大

3月

受　賞

経済産業省主催
「平成26年度おもてなし経営企業選」で
おもてなし企業に選出

4月

サービス

契約時の必要書類をスマホなどで撮影し、
ウェブサイトから提出可能に

4月

受　賞

J.D. パワー
「2015年生命保険契約満足度調査（募集編）」SM
同率で業界第1位

4月

取組み

KDDI株式会社との資本業務提携

会場ご案内図

会場

日経ホール

東京都千代田区大手町一丁目3番7号
日経ビル3階

交通案内　　**地下鉄「大手町駅」C2b出口直結**

東京メトロ	Ⓒ 千代田線	「大手町駅」	神田橋方面改札より徒歩約2分
	Ⓜ 丸ノ内線	「大手町駅」	サンケイ前交差点方面改札より徒歩約5分
	Ⓩ 半蔵門線	「大手町駅」	大手町方面改札より徒歩約5分
	Ⓣ 東西線	「大手町駅」	中央改札より徒歩約9分
		「竹橋駅」	4番出口より徒歩約2分
都営地下鉄	Ⓘ 三田線	「大手町駅」	大手町方面改札より徒歩約6分

ライフネット生命保険株式会社
(証券コード：7157)

VEGETABLE OIL INK

FSC www.fsc.org ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C013080

UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。